

第3章 医事法

A 医療法（昭和23年法律第205号）

P55

1. 目的 医療を受ける者の利益の保護と良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保をはかり、国民の健康の保持に寄与すること。

- ①医療の概念、提供の理念 ②医療関係者の責務
- ③診療所、助産所、各病院の定義 ④管理、開設、廃止
- ⑤施設、人員、記録 ⑥医療法人 ⑦広告 ⑧監督
- ⑨医療計画 ⑩公的医療機関
- ⑪病院、診療所、助産所の病床数

2. 医療提供の理念など

3.医療提供施設の定義

介護老人保健施設

介護医療院

調剤薬局

臨床研究中核病院

b 医療提供施設（病院，診療所，介護老人保健施設等）の機能

1. 医療施設の機能

種類	定義
病院	● 医業/歯科医業を行う場で， 20人以上 の患者を入院させるための施設
診療所	● 医業/歯科医業を行う場で， 19人以下 の患者を入院させるための施設
助産所	● 助産師がその業務を行う場で，9人以下の妊婦・産婦・じょうけふの入所施設
地域医療支援病院	● 200人以上 の患者を入院させるための施設を持ち，地域医療の充実・確保のための病院で， 都道府県知事 の承認を受けた病院
特定機能病院	● 400人以上 の患者を入院させるための施設，10以上の診療科を持ち，高度の医療提供，技術開発，研修能力を有する病院で， 厚生労働大臣 の承認を受けた病院

400人以上入院 厚生労働大臣の承認
特定機能病院を兼ねることができる

4. 医療に関する選択の支援などに関する事項 **P59**

入退院時の書面の作成・交付（
計画書・
計画書）

5. 医療の安全確保 **P62～63**

（
）の配置を義務付けている

（
）支援センター（都道府県・保健所設置市・特別区）

（
）への対応、医療安全確保に関する情報提供・研修の実施

（
）・支援センター（厚生労働大臣が指定）

病院等の管理者👉（
）の報告・調査

6. 開設などの規制 **P63**

都道府県知事・届出・許可

7. 病院等の管理 **P64**

管理者（院長）を置く

医療安全対策

○都道府県等における医療安全対策

- ・国並びに都道府県等は、医療安全に関する情報提供、研修の実施、意識の啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない（医療法第6条の9）。
- ・**医療安全支援センターの設置**（努力義務 医療法第6条の13）※H18に医療法に規定
医療に関する苦情・心配や相談対応、医療機関
患者・住民への医療安全に関する助言および情報提供等

○医療機関における医療安全対策（医療法第6条の12）

病院、診療所又は助産所の管理者は、（中略）、以下を講じなければならない。

- ① 医療の安全を確保するための**指針の策定**
- ② 従業者に対する**研修の実施**
- ③ その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の**安全を確保するための措置**

※**医療事故情報収集等事業** 医療機関から報告された事故等事案やヒヤリ・ハット事例の分析、提供
R3 5,243件（治療・措置33.8% 療養上の世話30.4%）

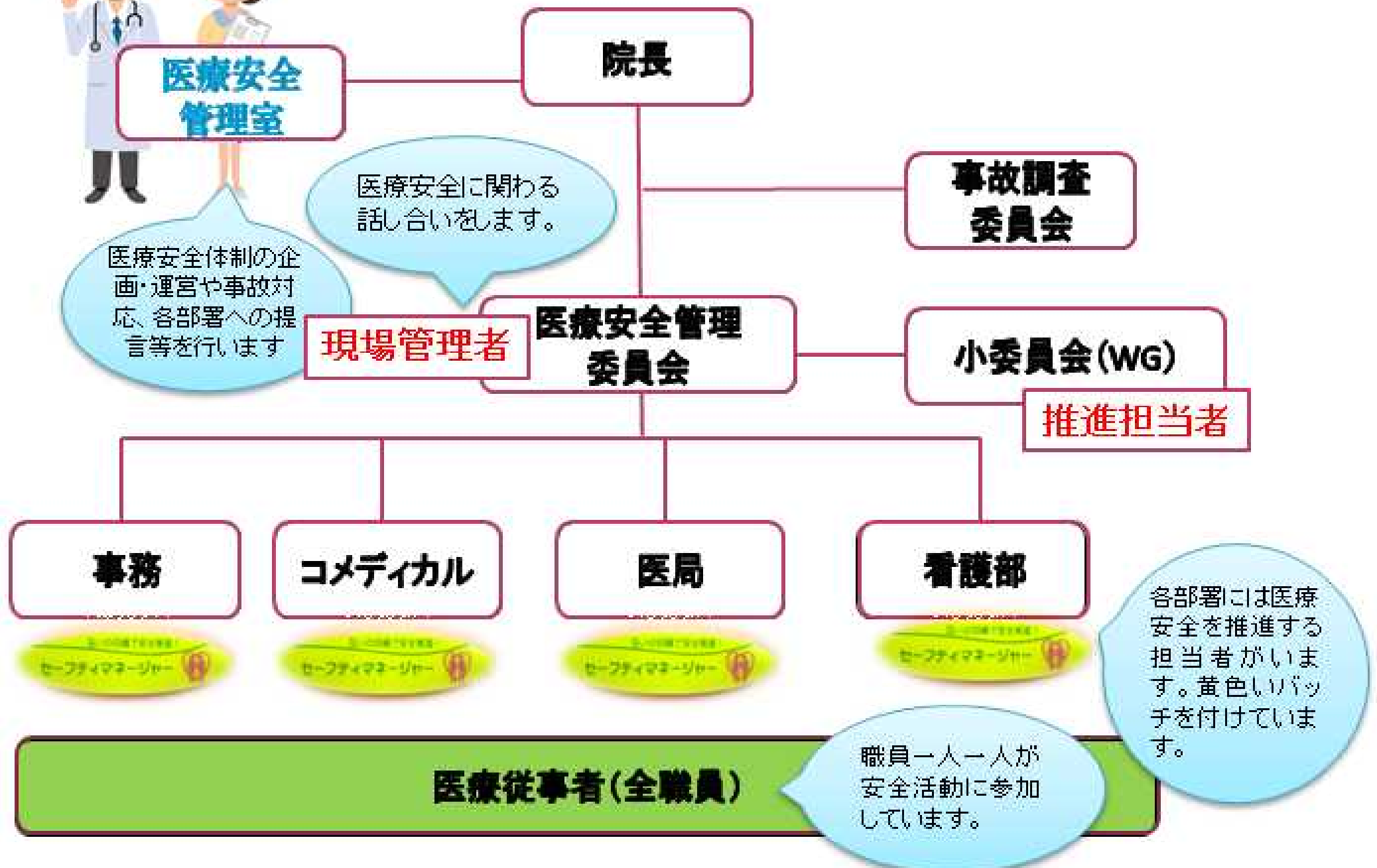
○医療事故調査制度（医療法第6条10）

医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を**民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）**が収集・分析することで再発防止につなげるための医療事故に係る調査の仕組み等を、医療法に位置づけ、医療の安全を確保するもの。

※対象となる医療事故

医療機関に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、**当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったもの**

医療安全管理体制



8. 病院等の人員配置基準 P67～68

(1) 入院患者について看護師・准看護師の配置基準

①一般病床・感染症病床⇒看護職員1人/患者 人

②療養病床・結核病床・精神病床
⇒看護職員1人/患者 人

(2) 外来患者⇒看護職員1人/患者 人

(3) 産婦人科・産科⇒適当数を助産師

歯科⇒適当数を歯科衛生士

(4) 療養病床⇒看護補助者1人/患者 人

精神病床（大学病院等）⇒看護職員1人/患者 人

特定機能病院⇒看護職員1人/患者 人

臨床研究中核病院⇒看護職員1人/患者 人

療養病床を有する診療所⇒看護職員1人/患者 人

9. 病院等の構造設備

病院廊下の幅：（ ） m以上

1床当たりの床面積（医療法施行規則で規定）

病院の病室：患者1人につき（ ） m²以上

9床以下の診療所：個室（ ） m²、多床室（ ） m²以上

10. 診療に関する諸記録など

P70

- ・ 病院の諸記録 ➡ （ 年間保存）

看護記録、病院日誌、処方箋等

- ・ 健康保険法に定める保険医療機関記録

➡ （ 年間保存）

- ・ 医師の記載する診療録（ ） ➡ （医師法で 年間保存）

- ・ 助産師の記載による（ ）

➡ （保健師助産師看護師法で 年間保存）

11. 病院等の監督

P71

業務停止・使用禁止・報告命令・立入検査・医療監視員

12. 医療計画などの医療提供体制の確保 P72

- ・ 5疾病、6事業ごとに、医療機能を担う機関の名称を医療計画に記載することで体制を構築

※厚生労働大臣の基本指針に基づいて都道府県が地域の実情に合わせて医療計画を立てる。6年に1回

5疾病：わが国の社会状況に応じた患者のQOL向上に必要な医療

- ①がん ②脳卒中 ③心筋梗塞などの心血管疾患
- ④糖尿病 ⑤精神疾患（2012 平成24年 追加）

6事業：地域で、患者や住民が安心して医療を受けられる体制

- ①救急医療 ②災害時医療
- ③周産期医療 ④小児医療
- ⑤へき地医療 ⑥感染症蔓延時医療（令和6年度）

第8次医療計画

および「外来医療」「在宅医療」

救急医療体制



初期救急医療機関



外来ですむ救急患者

- 咽頭炎による発熱
- 入院不要の怪我 など



在宅当番医制度

- 一般診療所が当番で休日夜間診療を行う。
- 地域医師会などが実施。



休日夜間急患センター

- 人口5万人以上の市に1カ所設置。
- 市町村および地域医師会が運営。

転送

二次救急医療機関



入院が必要な患者

- 急性虫垂炎
- 下肢の骨折 など

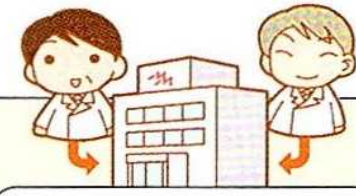


中規模の救急病院



病院群輪番制病院

- 地域の救急病院が連携し、輪番で休日夜間の救急医療を担当する。



共同利用型病院

- 他病院の勤務医や開業医が救急病院に集って対応する。

転送

三次救急医療機関



重症患者や複数科領域にまたがる重篤患者

- 急性心筋梗塞
- 脳卒中 など



救命救急センター

- 人口100万人に最低1カ所設置(それ以下でも各県に1カ所)。
- 都道府県が指定。



地域救命救急センター

- 人口30～50万人で、救命救急センターへの搬送に時間を要する狭域に設置される。



高度救命救急センター

- 広範囲熱傷、四肢切断などの重症疾患を専門とするセンター。
- 厚生労働大臣が指定。

地域医療構想による病床の機能分化、連携

(表3-7 病床の機能区分) **P75**

高度急性期機能 急性期機能

回復期機能 慢性期機能

病床機能報告制度 7月1日に報告 管理者👉知事

医療法人制度 **P79**

法人とは人間以外の一定の財産または人の集合法により権利義務をもつことを認められたものである。

法人は資金を集めやすく、経営者個人が死亡しても相続問題で病院等が分割されないので、**経営に安定性**と**永続性**がある。

医療法人、社会医療法人、社会福祉法人、学校法人等



① 医師法（昭和23年）

- 1) **任務** 医療および保健指導をつかさどることによって、公衆衛生の向上および増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保すること。

2) 臨床研修

2004（平成16）年～2年以上の臨床研修が必修化された

3) 業務（業務独占・名称独占）

応招義務：医師が診察をもとめられた際は、正当な理由なく拒否はしてはならない。

証明文書の交付義務：診断書、検案書、出生証明書、死産証明書
無診療治療の禁止、刑事上の協力義務、処方箋交付の義務

オンライン診療、保健指導の義務

診療録（カルテ）の記載の義務、診療録の保管（5年間）

守秘義務：刑法第134条（秘密漏示）

② 歯科医師法（昭和23年） 守秘義務・刑法

P84

③ 薬剤師法（昭和35年）
処方箋、調剤録の記入と保管（3年間）
守秘義務・刑法

④ 診療に関する職種 守秘義務・各法

P87

1. 診療放射線技師法（昭和26年）
2. 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年）
3. 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年）
4. 視能訓練士法（昭和46年）
5. 言語聴覚士法（平成9年）



6. 臨床工学技士法（昭和62年） **P93**
7. 義肢装具士法（昭和62年）
8. 救急救命士法（平成3年）
9. 歯科衛生士法（昭和23年）
10. 歯科技工士法（昭和30年）
11. あん摩マッサージ指圧師、はり師、
きゅう師等に関する法律（昭和26年）
12. 柔道整復師法（昭和45年）



⑤ 保健福祉に関する職種

P102

1. 公認心理師法（平成27年）登録
文部科学・厚生労働大臣



2. 精神保健福祉士法（平成9年）登録

3. 栄養士法（昭和22年）

- ・ 栄養士：都道府県知事の免許
- ・ 管理栄養士：厚生労働大臣の免許



4. 社会福祉士及び介護福祉士法 （昭和62年） （登録）

P105

目的：人口の高齢化の進展により、高齢者・身体障害者等の福祉に関する相談や介護について、専門的能力を有する人材を養成・確保して在宅介護の充実強化を図る

・ 2012（平成24）4月1日から**介護福祉士**は保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療補助として喀痰の吸引などを行うことができるようになった。（事実上、老人保健施設、福祉施設、居宅に限られる）

・ **認定特定行為業務従事者**も診療の補助として医師の指示のもとに喀痰の吸引などの一部を行うことができるようになった。



5. 獣医師法（昭和24年） （農林水産大臣） **P107**

公衆衛生行政機関に従事する者も多い。

（検疫所・保健所・衛生検査所等）

6. 愛玩動物看護師法（令和元年）

7. 調理師法（昭和33年）

8. 製菓衛生師法（昭和41年）

9. 理容師法（昭和22年）

美容師法（昭和32年）



① 医療・介護の提供体制

医療介護総合確保法(平成元年)

医療・介護総合確保推進法

(平成26年6月成立)

改革の目的:

高度急性期医療から在宅医療・介護までの
一連のサービスを
地域において総合的に確保する

そのために

①医療提供体制の構築(効率的・質の高い)

②地域包括ケアシステムの構築

をそれぞれの地域で整える

② 移植医療 P113

- ・ **臓器移植法**の目的：臓器移植についての基本理念、臓器移植に使用される臓器の摘出、臓器販売禁止等についての事項を規定し、適正な移植医療が実施されること。
- ・ 対象となる臓器
()

2010（平成22）年改正

- ・ 15歳未満可能・家族の意思表示が認められる
- ・ 死亡後に臓器を提供する意思を書面により表示する際には**親族に対して優先的に提供する意思を表示**できる
自殺の場合は無効
- ・ 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進 P114
に関する法律（ 、末梢血幹細胞、臍帯血）

臓器提供の要件



臓器提供について
書面による意思表示を
している人



家族が拒まない
または
家族はいない



臓器提供について
意思表示をしていない人、
不明な人
(15歳未満含む)



家族の承諾
(書面)

※虐待が疑われる18歳未満の
児童は除外される。

③地域振興における看護の役割に関する法

過疎地域、無医地区、保健師による保健指導
看護師の確保、医療の確保

④人の死に関する法 **P116**

- ・死産の届出に関する規程（昭和21）母子保健の向上・実情の明確化
（ ）日以内に（ ）に届出
死産：妊娠第（ ）か月以後における死児の出産
死児：出産後に（ ）の
いずれも認めないもののことである
- ・死体解剖保存法（昭和24）
保健所長の許可・遺族の承諾・検体の意思表示
刑法（死体損壊罪）・犯罪の疑い（24時間以内警察所長に届出）

系統解剖（正常解剖）解剖学教室**教育**

病理解剖（剖検）病理学教室 **死因の究明**

行政解剖 公衆衛生上の見地 **監察医**

司法解剖 刑事訴訟法の規定・犯罪疑い**法医学教室**



⑤ 緊急時の看護・医療に関する法 P118

・ 事故時の医療に関する法

消防組織法

救急医療用ヘリコプターを用いた
救急医療の確保に関する特別措置法



- ・ 災害の医療に関する法
- ・ 1962（昭和37） 災害対策基本法（1959年伊勢湾台風）
災害対策全体を体系化し、行政における防災計画を推進する
- ・ 災害救助法：発災直後の救助、応急的な生活の救済
- ・ 被災者生活再建支援法：住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を助ける
- ・ 武力攻撃事態等と存立危機事態への対応と看護



災害時の外部支援組織

災害派遣医療チーム (DMAT)

災害の急性期の医療需要の増加に対応するために設立された医療チーム
都道府県の派遣要請に基づき活動

おおむね**48時間以内に活動開始**

1チーム医師・看護師・業務調整員ら4～5人

救急現場でのトリアージ・救急処置・**患者搬送**・**広域医療搬送**

被災地の医療機関の支援、重症患者の広域搬送



災害派遣精神医療チーム (DPAT)

被災地域の精神医療機関の支援、災害ストレスなどによって精神問題を生じた被災者、精神疾患をもつ被災者、精神疾患をもつ被災者の医療的支援を行う精神医療チーム

精神科医・看護師・業務調整員



災害時の外部支援組織

災害時健康危機管理支援チーム

(DHEAT) 公衆衛生の専門家チーム
情報収集・分析・全体調整・派遣保健師の調整
被災自治体の保健所支援
公衆衛生医師、保健師、業務調整員

医療救護班

傷病者の応急処置・トリアージなど

災害派遣福祉チーム

(DWAT) 災害時に高齢者、障害者、子どもなどの要配慮者に対し、介護福祉士、社会福祉士、看護師等の専門職が福祉支援を行うチーム。避難生活の質（QOL）を維持する

